

丹会業第3号 キャッシュレス決済導入業務プロポーザル 質問及び回答

【企画提案書等の提出期限】 令和5年8月15日（火）午後5時

No	項目	頁	質問内容	回答
1	実施要領	P.5	12 契約の締結 当社は指定納付受託者の立ち位置となり、POSベンダー様と共同提案を行う予定です。 貴市と契約は、貴市⇄POSベンダー、貴市⇄指定納付受託者の2つに分かれる認識で問題ないでしょうか。	本業務はPOSレジ等の機器及びクラウド型集計システムの提供を主としておりますので、本市はPOSレジ等の機器及びクラウド型集計システムの提供事業者と契約を行い、決済サービス等の提供事業者には別途、指定納付受託者の指定を行います。
2	仕様書	P.3	4. 指定納付受託業務について (3) 手数料等売上の納付方法等 ・貴市へ入金する口座は1つの認識で問題ないでしょうか。 ・年末の入金について、土日祝日の場合は翌営業日まで = 貴市の開庁日（2024年の場合は1月4日）までの認識で問題ないでしょうか。	・本市へ入金いただく口座は1つの認識で問題ありません。 ・年末の入金について、「営業日」は銀行営業日の意味のため、12月においては29日までに入金ください（令和5（2023）年の場合）。
3	仕様書	P.4	4. 指定納付受託業務について (5) 決済手段及び決済ブランド Paypayについて実装可能ですが、漸次的な実装になりますので、指定納期と異なる可能性もありますが、いかがですか？	PayPayについては、現在最も利用されているコード決済であることに鑑み、運用開始時（令和6年1月11日想定）に利用できる状態にさせていただくことを求めます。
4	仕様書	P.4	5.クラウド型集計システムの要件 クラウド集計の連携について、POS自体がクラウド対応している必要があるのか、別のハードを介してクラウド連携ができれば要件を満たすのか？どちらでしょうか？	POSレジ及び決済端末から直接クラウド型集計システムにアクセスする仕組みが無い場合には、例えばPOSレジ及び決済端末からタブレット端末等を経由してクラウド型集計システムに接続できれば要件を満たすものと考えます。ただし、狭いスペースに設置する場合を想定した提案であることを求めます。
5	仕様書	P.4	質問2に追加してクラウドにされる理由をご教示頂く事は可能でしょうか？	オンプレミス（自社運用）よりもクラウドサービス利用を第一候補とする政府の基本方針に基づくものです。クラウドサービス利用により、費用負担の軽減や技術革新による最新技術の活用、比較的簡易に業務見直しが可能、災害発生時の継続運用が期待できるなど、最新技術を合理的なコストで利用するための非常に有効な手段として積極的に検討した結果、クラウド型集計システムを利用するものです。
6	仕様書	P.3	(2) キャッシュレス決済端末 ① 必須と考えている機能等 「クラウド型集計システム（後述）と連動可能であること。」について、「クラウド型集計システム」とはPOSシステム上の集計機能を指す認識ですが、認識相違ないでしょうか。	POSシステム上の集計機能を指すことで認識の相違はありません。
7	仕様書	P.3	3.1 導入機器の数量等 「導入する機器等の数量及び設置場所の一覧は「別表1」を参照すること。また、調達物品は全て新品とし、市が買取るものとする。」について、一部導入機器の売買において、新品購入であっても所有権は移転せず、ご解約時には返却を頂く必要がございますが提案に差し支えないでしょうか。	一部の導入機器が買取りではなく貸与のみの提供となる場合には、新品で貸与期間の制限がないことを要件として、貸与による提供も可とします。

丹会業第3号 キャッシュレス決済導入業務プロポーザル 質問及び回答

【企画提案書等の提出期限】 令和5年8月15日（火）午後5時

No	項目	頁	質問内容	回答
8	仕様書	P.4	4.指定納付受託業務について （5）決済手段及び決済ブランド 「別契約で本市の地域通貨である二次元バーコード決済「たんばコイン」でのキャッシュレス決済にも対応予定であるため、導入するPOSレジ端末やキャッシュレス決済端末との連携に関する提案をすること。」について、地域通貨バーコードの読み取り・POS連携についての提案は必須でしょうか。 連携不可の場合、代替案又は今後の開発の可能性についてのご提案でも問題ないでしょうか。	この項目における「たんばコイン」とPOSレジ端末やキャッシュレス決済端末との連携とは、地域通貨のバーコード読み取りまでは求めておらず、POSレジ端末やキャッシュレス決済端末の操作において、キャッシュレス決済分として「たんばコイン」での取引（手入力）が可能であり、集計結果においてもそれが明確に分かることを指しています。
9	実施要領	P.2	6 参加資格 「(6)契約締結に際し(略)契約保証金を納付できること。」について、本プロポーザルについて免除規定は不適応でしょうか。	受託候補者として特定された事業者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき等は、契約保証金の全部又は一部を免除することができます。
10	仕様書	P.5	8.2教育・研修 研修は運用開始までに2回以上とありますが、1拠点毎に2回以上実施という意味でしょうか。全体で2回以上という意味でしょうか。	本業務において、全体で2回以上実施という意味です。
11	実施要領	P.2	8 参加意向申出書の提出 決済サービス等の提供のみを行う構成事業者の国税の納税証明書は原本の提出が必要か。	決済サービス等の提供のみを行う構成事業者におかれては、国税の納税証明書の写しのみの提出で構いません（代表事業者が取りまとめ）。 なお、本業務はPOSレジ等の機器及びクラウド型集計システムの提供を主としているため、POSレジ等の機器及びクラウド型集計システムの提供事業者におかれては、丹波市の入札参加未登録の場合は、国税・市税の納税証明書の原本をはじめ、入札参加資格審査に必要な書類（参加資格確認用チェックシート参照）一式を参加意向申出書に添付ください。また、共同提案の場合は、代表事業者が参加意向申出書を作成し、構成事業者の必要書類及び構成事業者一覧表（別紙追加様式）を添付のうえ提出ください。
12	仕様書	P.1	3. 導入機器の要件 （1）POSレジ端末 ①必須と考えている機能等 アのデータの蓄積機能が少なくとも5年間保管出来る事と御座いますが、弊社のクラウドデータ保管が25ヶ月となっております。 25か月以降はExcel・PDFでの保管となりますが、Excel・PDFでの保管での提案でも可能でしょうか？	必要な情報を翌年度4月1日から起算して5年間保管でき、本市の必要とする時に情報提供が可能であれば形式は問いません。

丹会業第3号 キャッシュレス決済導入業務プロポーザル 質問及び回答

【企画提案書等の提出期限】 令和5年8月15日（火）午後5時

No	項目	頁	質問内容	回答
13	仕様書	P.3	<p>4. 指定納付受託業務について</p> <p>(2) 決済手数料</p> <p>現在、ご使用になられている決済端末は継続して使用されて、別途今回のキャッシュレス端末の導入となるでしょうか？</p> <p>又、現在ご利用されているキャッシュレス端末の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料率： ・ご契約先： ・端末導入台数： <p>も併せてお教え下さい。</p>	<p>1 現在、使用している決済端末は使用せず、本業務での導入機器に置き換えます。</p> <p>2 現在利用しているキャッシュレス決済端末については、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料率：3.24%～（決済ブランドにより幅有） ・契約先：楽天ペイメント（株）、ネットスターズ（株） ・端末導入台数：2台
14	実施要領	P.2	<p>8 参加意向申出書の提出</p> <p>決済サービス等の提供のみを行う構成事業者について、修正申告のため国税の納税証明書に未納額が表示される場合、どのような書類を提出すればよいか。</p>	<p>国税の納税証明書写しに修正申告書写しを添付のうえ一旦提出ください。その後、速やかに未納税の納付が反映された納税証明書写し等の未納がないことを証明する書類を追加提出ください。</p>